



あつぎ市民交流プラザ

電気窯利用のきまり

1 利用時間について

窯詰め及び窯出しができる時間は、午前9時から午後5時までです。

注) 休館日にあたる年末年始（12月29日～1月3日）及び臨時休館日には、窯詰め及び窯出しすることはできません。

2 利用条件について

- (1) 電気窯は、陶芸を行う方が利用できます。
- (2) 電気窯の利用は月2回までです。
- (3) 窯詰め・焼成・窯出しをする際は、アトリエの予約はなくても利用できます。ただし、ゆう薬を塗る際は、アトリエを事前予約して利用してください。
- (4) 電気窯室から許可なくアトリエに入室しないでください。アトリエの事前予約があれば予約時間内に限り入室可能です。
- (5) 窯出しは、窯詰めから4日以内に行ってください。
- (6) 窯出しは、窯内の温度が50℃以下になってから行ってください。
- (7) 作品は十分に乾燥させてから利用してください。

3 使用料について

- (1) 電気窯の使用料は、窯詰めから窯出しまでの期間1日につき500円です。使用料は前納していただきます。
- (2) 厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例施行規則第11条の適用を受ける場合は、減免の率に応じて電気窯の使用料を減免します。

4 予約及び使用許可申請について

- (1) 使用を希望する月の2箇月前の2日午前9時から1週間前までに、市民交流プラザ窓口又は電話にて予約及び電気窯使用許可申請書を受け付けます。（先着順）
- (2) 電話での予約の場合は、1週間以内（前週の同曜日まで）に申請書を提出してください。（メール・ファックス可）
- (3) 期限内に申請がない場合、仮予約は自動キャンセルとなります。
- (4) 電気窯使用許可書は、使用日当日に窓口でお渡しします。

5 使用時の遵守事項について

- (1) 電気窯の使用に当たって、設備等が公共のものであるとの理解の上、破損、汚損等がないよう必要な注意を払って使用してください。
- (2) プロパンガス、薪などによる還元焼成及び特殊な上薬の使用など、窯の過負荷となる使用はできません。
- (3) 電気窯は付属の自動焼成装置を使用する自動焼成のみにより使用し、自動焼成装置の入電はプラザの職員立ち合いのもと、利用者で行ってください。
- (4) 陶芸の成果品及び作陶中の作品及び陶芸用粘土、上薬、陶芸のための備品類で私物に属する物は、プラザ内に放置又は留置しないでください。
- (5) 施設の管理上支障があると認められるときは、施設の使用を許可しないことがあります。
- (6) 遵守事項に反した場合は、以後の使用を許可しないものとします。
- (7) プラザの職員の指示に従ってください。

6 搬入・搬出について

- (1) 電気窯室には台車が1台備え付けてあります。
- (2) 作品を台車で運び入れる際、お客様エレベーターは使用できません。事前に、業務用エレベーターを使用するための搬入・搬出の手続きが必要です。
- (3) 窯詰め時（搬入用）・窯出し時（搬出用）の搬入搬出受付票をそれぞれ1枚ずつ、電気窯使用許可申請書と併せて申請してください。

※搬入出許可証渡し場所について

- ・ご自身の台車を持参される場合は、「1階守衛」の受け取りを推奨します。1階守衛で許可証を受け取った後、搬入・搬出作業を行ってください。
- ・電気窯室備え付けの台車を使用する場合は、「6階窓口」の受け取りを推奨します。6階窓口で受付を完了後、搬入・搬出作業を行ってください。

7 その他

- (1) 電気窯室にエアコンはありません。
- (2) 当館は貸館を行う公共施設です。窓口混雑時はお待ちいただく場合があります。
- (3) 電気窯の利用時における作品の破損等については、責任を負いかねます。

【お問い合わせ先】 あつぎ市民交流プラザ（〒243-0018 厚木市中町2-12-15）

TEL 046-225-2510 FAX 046-225-3130 メールアドレス 0350@city.atsugi.kanagawa.jp